(3)　温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた温室効果ガス排出量の目安

下水道管理者が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第一に掲げる式により算出した、終末処理場又は終末処理場以外の処理施設（以下「終末処理場等」という。）ごとの処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類ごとの値とする。

別表第二の備考中「１キログラム当たり3.24キログラム」を「１キログラム当たり3.17キログラム」に改め、同表を別表第四とし、別表第一を別表第三とし、第二の次に次の二表を加える。

別表第一（終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の算出方法）

一　終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の算出は、次の式によるものとする。

Ｉ＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ－Ｄ）／Ｅ

この式において、Ｉ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｉ：終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量（単位　処理下水量１立方メートル当たりのキログラムで表した温室効果ガスの量を二酸化炭素の量に換算したもの）

Ａ：当該終末処理場等において１年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｂ：当該終末処理場等において１年間に下水の処理（汚泥の処理を含む。以下同じ。）に伴って排出された一酸化二窒素排出量（単位　キログラムで表した一酸化二窒素の量を二酸化炭素の量に換算したもの）

Ｃ：当該終末処理場等において１年間に下水の処理に伴って排出されたメタン排出量（単位　キログラムで表したメタンの量を二酸化炭素の量に換算したもの）

Ｄ：当該終末処理場等において１年間に当該施設の外部へ供給された電気、熱又は当該終末処理場等において生じた下水汚泥を原材料として製造された燃料による二酸化炭素削減効果（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｅ：当該終末処理場等における１年間の処理下水量（単位　立方メートル）

別表第二（終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安）

一　下水道管理者が設置する終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の平均的な目安は、次表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第二欄に掲げる値とする。

二　下水道管理者が設置する終末処理場等について、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずることによる処理下水量当たりの温室効果ガス排出量は、同表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表第三欄に掲げる値を目安とする。

施設の種類	一　に規定する値	二　に規定する値
汚泥焼却炉を有する終末処理場等（高度処理施設を有するものを除く。）	$y=y_1+y_2$ $\log(y_1)=-0.282\log(x)+0.846$ $y_2=0.222$	$y=y_1+y_2$以下 $\log(y_1)=-0.466\log(x)+1.585$ $y_2=0.117$
標準活性汚泥法による処理を行う終末処理場等（汚泥焼却炉を有しないもの）	$y=y_1+y_2$ $\log(y_1)=-0.208\log(x)+0.059\log(m)-0.368\log(n)+0.092$ $y_2=0.0645$	$y=y_1+y_2$以下 $\log(y_1)=-0.472\log(x)+0.134\log(m)-0.835\log(n)+0.565$ $y_2=0.0645$
高度処理施設を有する終末処理場等（汚泥焼却炉を有しないもの）	$y=y_1+y_2$ $\log(y_1)=-0.293\log(x)+0.811$ $y_2=0.0257$	$y=y_1+y_2$以下 $\log(y_1)=-0.519\log(x)+1.659$ $y_2=0.0257$
ＯＤ（オキシデーションディッチ）法による処理を行う終末処理場等（汚泥焼却炉を有しないもの）	$y=y_1+y_2$ $\log(y_1)=-0.234\log(x)-0.302\log(n)+0.258$ $y_2=0.0645$	—

備考

１　この表の第二欄及び第三欄において、ｘ、ｙ、y_1、y_2、ｍ及びｎはそれぞれ次の値を表すものとする。

ｘ　終末処理場等の１日当たりの平均処理下水量（単位　１日当たりの立方メートルで表した量）

ｙ　終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安（単位　処理下水量１立方メートル当たりのキログラムで表した温室効果ガスの量を二酸化炭素の量に換算したもの）

y_1　終末処理場等における処理下水量当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の目安（単位　処理下水量１立方メートル当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）

y_2　終末処理場等における処理下水量当たりのメタン及び一酸化二窒素排出量の目安（単位　処理下水量１立方メートル当たりのキログラムで表したメタン及び一酸化二窒素の量を二酸化炭素の量に換算したもの）

ｍ　終末処理場等に流入する下水の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）（単位　処理下水量１リットル当たりのミリグラムで表した生物化学的酸素要求量）

ｎ　終末処理場等における現有処理能力に対する実処理下水量の比率

２　この表の第三欄の算定において、終末処理場等の１日当たりの平均処理下水量の適用範囲は、１万立方メートル以上10万立方メートル以下とする。

３　この表の第二欄及び第三欄の算定において、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については１キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については１リットル当たり2.71キログラムを、灯油については１リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては１キログラム当たり3.17キログラムを、ＬＰＧについては１キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。

○公正取引委員会・消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　板東久美子

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十八年四月一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。